

戸建て・マンションを購入された方へ

購入した時にメモしておけば、確定申告の入力がスムーズにできるよ♪



# 住宅ローン控除は自宅から

～ 24 時間対応※！ 入力は簡単！

e-Tax なら早期に還付されます！～

※ 一部の期間を除きます

## 簡単申告！

### 準備するもの

- 給与所得の源泉徴収票（住宅に入居した年分のもの）
- マイナンバーカード
- マイナンバーカード対応のスマートフォン

- ★住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ★住宅（及び土地）の登記事項証明書
- ★住宅（及び土地）の売買契約書や工事請負契約書
- ★交付を受けた補助金等の額を証する書類

※ ★印の書類は提出が必要ですが、e-Tax であればイメージデータ（PDF 形式）で送信が可能です。

### 【確定申告書の作成（入力）に向けた事前準備】

#### 契約締結年月日

令和  年  月  日

#### 住宅に居住を始めた年月日

住民票を異動した日を記入してください

令和  年  月  日

#### 住宅に関する事項

取得対価の額（売買契約書などに記載されています）

円  
消費税の記載がある場合、税込みの金額を記入してください。

消費税額及び地方消費税額の合計額（10%部分）  
（売買契約書などに記載されています）

円

自己の専有部分の床面積（小数点第2位まで）  
（登記事項証明書に記載されています）

.  m<sup>2</sup>

※住宅が共有名義の場合のみ

自己の持分

（登記事項証明書に記載されています）

/

#### 土地に関する事項

取得対価の額（売買契約書などに記載されています）

円

※住宅と土地の金額が分かれていない場合は、次の計算方法で算出してください。  
住宅と土地の取得価額の合計額 - ((消費税等の金額 ÷ 0.1) + 消費税等の金額) = 土地等の取得対価の額

1 棟の土地の面積（小数点第2位まで）  
（登記事項証明書に記載されています）

.  m<sup>2</sup>

※マンションの場合のみ

1 棟の住宅の総床面積（小数点第2位まで）  
（登記事項証明書に記載されています）

.  m<sup>2</sup>

※土地が共有名義の場合のみ

自己の持分

（登記事項証明書に記載されています）

/

#### 住宅や土地の取得に関する補助金等

（すまい給付金や地方公共団体などから交付されるもの）

なし

あり（家屋 土地等 家屋及び土地等）

補助金等の額  円

※すまい給付金は、給付基礎額（持分割合を乗ずる前の金額）を記入

給付基礎額が不明な場合は、給付額 ÷ 家屋の共有持分で計算した金額を記入

#### 年末残高等証明書

金融機関等から交付されたときに記入してください

①住宅借入金等の内訳

住宅のみ  土地等のみ  住宅及び土地等

②年末残高  円

③当初金額  円

申告書と計算明細書の作成・送信は国税庁ホームページで！

確定申告



# 申告書の作成・送信は **自宅**で **国税庁ホームページ**から！

## STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー  
【確定申告書等作成コーナー】

作成開始！

## STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算！

スマホなら、カメラで『給与所得の源泉徴収票』を読み取って自動入力！

給与所得がある方の例

## STEP3. 申告書をデータ送信

**おすすめ** マイナンバーカードをお持ちの方

ID・パスワードをお持ちの方

マイナンバーカード



マイナンバーカード  
読取対応のスマホ



さらに

マイナポータル連携なら……  
各種控除証明書等のデータを  
一括取得し、確定申告書の該当  
項目に自動入力できます。

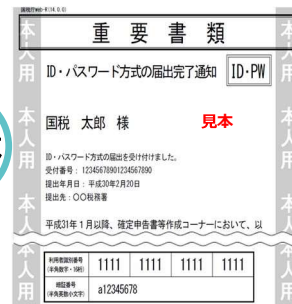
国税庁HP  
「マイナポータル  
連携特設ページ」  
はこちら



※ パソコンの場合ICカードリーダーでも可

または

事前発行の  
ID・パスワード



ID・パスワード方式  
の届出を確認！  
※申告書の控えと一緒に  
保管されている場合  
があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。